

# 最先端・次世代研究開発支援プログラム 研究者・研究課題決定案の作成における透明性・公平性の確保等について

平成22年10月14日  
総合科学技術会議  
次世代プログラム運営会議

## 1. 透明性の確保等

### (1) 運営会議の非公開開催

研究者・研究課題決定案を作成するために開催する次世代プログラム運営会議(以下「運営会議」という。)については、個人情報や詳細な研究内容等に関する事項を扱うことから非公開とする。

### (2) 議事要旨の公表

審査の透明性を確保する観点から、総合科学技術会議による研究者・研究課題の決定の後、運営会議の議事要旨を内閣府の最先端研究開発支援プログラム専用のホームページに公表する。

## 2. 利害関係者の排除

運営会議の構成員(以下「構成員」という。)は、提案が以下のいずれかに該当する場合は、当該提案の審査を行わないこととし、運営会議における当該提案に関する個別審議の際は議論及び判断に加わらないこととする。

- a) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- b) 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- c) 同一の機関<sup>(注)</sup>での所属関係
- d) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- e) 研究課題の採否又は評価が直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- f) その他中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある場合

(注) 「同一の機関」の範囲については以下のとおりとする。

応募者と、

- ・ 大学、大学共同利用機関にあっては、同一の学部、研究科、研究所
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人にあっては、同一の研究所(機関全体としての「研究所」ではなく、機関内の組織として位置付けられる「研究所」をいう)、研究部門
- ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあっては、同一の機関
- ・ 民間企業にあっては、同一の会社、親会社、子会社

### 3. 秘密保持

- (1) 構成員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について外部に漏らしてはいけない。
- (2) 構成員として取得した情報(応募書類等各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない。

### 4. 審査に影響を与える行為の制限

審査の公平性を確保する観点から、構成員に対して、審査に影響を与える行為を行うことを禁止する。また、構成員からの報告等により、そのような行為が明らかになった場合には、その旨を公表するとともに、態様によっては、当該行為に関連する提案を不採択とする。